別紙標準様式（第7条関係）

会　議　録

会議の名称	平成 29 年度第 1 回大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成 29 年 7 月 21 日（金曜日）１０時００分から １１時００分まで
開催場所	枚方市民会館１階　第４集会室
出席者	会長：加藤委員、副会長：若井委員、 委員：福岡委員、吉田委員
欠席者	田中委員、皆川委員
案件名	１．会長及び副会長の互選について ２．大規模小売店舗立地法に基づく届出にかかる審議 「(仮称）ベルタウン中之芝店」
提出された資料等の名称	１．平成29年度枚方市大規模小売店舗立地法　届出概要 （仮称）ベルタウン中之芝店 ２．（仮称）ベルタウン中之芝店に関する住民意見等について ３．（仮称）ベルタウン中之芝店に関する検討結果 ４．（仮称）ベルタウン中之芝店に関する枚方市の意見（案） 参考資料１　大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料２　枚方市附属機関条例（抜粋） 参考資料３　枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料４　枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料５　枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取り扱い要領
決定事項	１．会長に加藤委員、副会長に若井委員を選出 ２．諮問案件について、「意見なし。但し、留意事項あり」との答申。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表

傍　聴　者　の　数	０人
所　管　部　署 （　事　務　局　）	産業文化部　産業振興室　商工振興課

審　議　内　容
（事務局挨拶） **○事務局**　この後の案件でございますが、「会長・副会長の選出」までの間、事務局で議事進行をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。 **○事務局**　（出席状況確認） （配布資料確認） **１．会長及び副会長の互選について** **○事務局**　それでは、案件に移りたいと思います。 「案件１.会長および副会長の互選について」。 枚方市附属機関条例第４条第２項では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」となっております。会長・副会長の立候補、またはご推薦はございますでしょうか。 （立候補・推薦なし） **○事務局**　立候補・推薦がないようですので、僭越ながら事務局案と致しまして、会長に加藤委員、副会長に若井委員をご選任いただいてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。 （異議なし） **○事務局**　異議なしということでございますので、会長に加藤委員、副会長には若井委員とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、恐れ入りますが、加藤会長、若井副会長は席の移動をお願いいたします。 **○事務局**　では、加藤会長より、ごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。 **○会長**　ご指名をいただきましたので、みなさまのご協力を得ながら進めて参り

たいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。
　枚方市のこの委員になって、もう何年になるか分からないくらい長いことやっておりますが、この間、駅前が開発されました。ここの建物も複合関連施設として市民にとって新しいライフスタイルになったようで、全国的にも注目されているところでございます。こういう施設が昔の賑わいを醸し出し、全体として便利で賑やかな市への一助になろうかと、この会議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。
　では、以後の進行につきましては、加藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長　それでは、早速審議に入りたいと思います。
　まず、「審議会の公開・非公開について」事務局より説明をお願いします。

○事務局　会議の公開または非公開の決定につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程、第４条において、会議に諮った上、行うこととしており、本審議会については、公開としたいと考えます。また、枚方市附属機関条例第６条第２項で、会議の議事については会議録を作成しなければならないとしており、会議録につきましては、事務局で作成のうえ、全委員にご確認いただいた後、確定し、公表させていただきます。

○会長　ありがとうございます。それでは、会議の公開については事務局の提案通りとしてよろしいでしょうか。
（異議なし）

○会長　それでは、本日の会議も公開ということで進めさせていただきます。
傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局　本日の傍聴希望者はございません。

２．大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
（１）「（仮称）ベルタウン中之芝店　【新設】」について

○会長　それでは、次第の「大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議」について諮って参りたいと思います。
案件（１）「（仮称）ベルタウン中之芝店（新設）」について、事務局より説明を願います。

○事務局　（案件説明・パワーポイント使用）

○会長　それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員のみなさまからご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

○委員　P.7。出入口②に歩行者・自転車の出入口がありますが、北側に面する道路の南側は歩道がないので、基本は路側帯等をつけて歩行者・自転車の動線を確保しないとまずいということで、本来なら敷地内を通して南西の交差点あたりに出すのが望ましいと思うので、そのあたりのアクセスを考慮された方がいいのではないかと思います。

店舗入口は全部北側に面していて、駐輪場に関しては外側にあるので、これも動線上とはいえない、反対側に置くことになるので、このあたりも何とかならないのでしょうか。動線を分けるという話もあったのですが、周辺からお客さんがこの敷地内にどう入ってきて、店舗入口へどう入るかというのをちゃんと想定して、安全性への配慮もできているといいのですが、今の状態では敷地が変形なのもあって、あまったところにいろんな施設を配置した感じがするので、そのあたり疑問がある。まだ間に合うのかは分からないですが、お伝えした方がいいのではないかと思いました。

○会長　店舗の入口は北側だけですか。

○事務局　店舗の入口は北側、赤い矢印のところです。

○会長　南側に駐輪場がある事から、せめて南側にも店舗入口が１箇所ぐらいあればということですね。

それと委員の言われた自転車の出入口ですが。

○委員　道路から施設に入ってくる「出入口②」というところです。この道路は、北側には歩道がついていて南側にはない片側歩道です。そんなところに歩行者・自転車の出入口を作って、安全上問題ないのか、どうアクセスするのか考えていますかと質問させていただきました。この施設の南と東側に住宅があるので、そういったところからのアクセスを想定して入口を２つ設けたのだと思いますが、ならばアクセスを安全にできるようにしておかないといけないのではないでしょうか。

本来なら反対側の歩道まで横断歩道をつけるとか考えられないかと思ったのですが、カーブしているところなので、それも必ずしも適切ではないというところで、安全対策の徹底をお願いしたいです。

○委員　この道は市道で、市が管理されているのですか。

○事務局　区画整理事業をしていたので現在は組合の管理ですが、最終的に市に移管されます。

経緯を確認しましたが、当初は歩道の設置そのものが計画にはなかったが、歴史街道の関連で歩道を設置する運びとなりました。店舗側に歩道がないことについて、その後の警察協議でも認識はされており、片側にしかないままのイレギュラーケースだと話があったように聞いています。

○副会長　将来的には歩道設置の計画はあるのですか。また現在、車線は１つしかないのですか。センターラインはあるのですか。あるとないとでは全然違います。

○事務局　センターラインについては、確認できていないです。

○副会長　南側の住宅へ道路がつながるのが決まっているのですか。

○事務局　今は工事の関係で止まっていますが、このままさらに南の住宅街まで延伸する予定です。

○副会長　さらに南に行くのですか。

○事務局　行きます。

○副会長　その時にあわせて車道整備をされるということはありますか。交通安全上の問題がありますので。

○委員　P15 の来退店経路図を参照すると分かるのですが、いま「3. 南 1 方面」と書かれているあたりで切れています。実際は繋がっているのですが、ここには住宅地があるので、おそらく何らかの配慮をしているのではないかと。ここが繋がれば幹線道路としての位置付けになるので、ここは繋げないといけない道だろうと思うのですが、現段階では単なるアクセス道路の位置づけとなっているのではと思います。

○事務局　図で説明しますと、このまま南に行く形はできております。いま閉鎖している状況となっていますが、南の末端、新しい道はここまで出来ておりまして、既存の住宅内に入る道になっています。供用開始は平成 30 年と聞いて

いますが、未確定なところはあります。
今回、出入口②から右折出庫を想定している理由のひとつとしまして、左折出庫させることにより、店舗南側の住宅街に入ってくることになりますので、警察協議では生活道路が経路とならないよう、右折出庫としました。

○委員　本来であれば、設置者の方で敷地内を使って南西角の交差点のところまで歩行者がアクセスできるような配慮をすべきではないでしょうか。おそらく区画整理をした際にこのような店舗がくるとは思っていなかったのでしょうが、こういう風に道路ギリギリまで建物を建てたり、アクセスができない状態のなかで出入口を設置されるのは望ましくはない。本来なら搬入車の出入口ももう少し南に作り、歩行者動線と重ならないようにお願いしたいところではあります。

○会長　駐輪場のところ、西側に空白があるように見えているのですが、これは何ですか。ここからなら駐輪場にアクセスもいいと思うのですが、難しいところなのでしょうか。

○委員　防犯上の観点からではないでしょうか。

○会長　住宅地は南側ですよね。

○事務局　店舗南側は住宅地として開発される予定です。

○会長　不便な商業施設ですね。考えはいろいろあるのでしょうが、利用者からすると南側に店舗に入る出入口があった方がいいと思うのですが。

○事務局　店舗南側の出入口の設置に関する確認は事前にしましたが、その計画はないということでした。北側に出入口を集中させ、駐輪場等も北側に置いていただくのを想定しているとのことでした。南側駐輪場については、臨時的といいますか主に従業員用として想定しているとのことでした。
駐輪場の台数については、北側で約 100 台確保できると聞いております。

○会長　あくまで設置者が当初の案を貫くということであれば、委員からの指摘のあった出入口の安全性の問題は大丈夫なのか。自転車のアクセスはどうなるのでしょうか。歩道の場合は横切ることは可能なのですか。横断歩道はあったらいいと思いますけど。

○事務局　横断歩道はありません。

○会長　歩道を使った人はまたがないといけないということですか。

○事務局　歩道から店舗へはガードレールがあって、途中で切れています。

○会長　そこから横切って入るということですね。

○委員　今は人が住んでいないから、出入口①しか使えなくてもいいでしょうが、将来マンションでも建てばどうなるかですね。

○事務局　ご指摘のとおり横断歩道もございませんので、心配な要素はあります。また誘導員については、繁忙期等の設置は予定されていますが、常時とはしていません。ただ設置者としては、その他の店舗でも極力誘導員を設置している姿勢で他店舗でもそのような運用をしているので、今回常時としていないのは開店しているすべての日、時間に必ず設置できるという表現は遠慮したいとのことで、基本的には何か懸念があるようであれば、誘導員を設置する方針であるとのことです。

○会長　我々が言っているのは、実際に来店客が安全に来ることができるのか、そこだけだと思います。懸念がある限りは、口頭で言うか、あるいはもっと強い形で留意事項をつけることになります。未確定である幹線道路とつながった場合、さらに危険性が高まる可能性があるので、その点、審議会としては懸念があり、留意事項として問題が発生しそうな点については適切に対処することを言っておかなければなりません。本当はレイアウトを変えた方がいいと思いますが。

○副会長　現在の条件での話になるので、将来的に南北の道路が繋がることで交差点容量などの状況が変わってくる。関係者でチェックしていただき検討について、また、歩行者のアクセス経路の安全性については、警察との協議も必要になりますが、可否についても留意事項をつけてもらえればと思います。

○会長　市や警察も関係してくるので、あいまいな感じですが、「関係機関との協議のうえ」と、明記して文章を作っていただきたいと思います。
　現状でなんとかなっても、道路が通ったら危険性が増すので、ポイントは来店者の安全の確保ができるかどうかです。

○事務局　留意事項は付けさせていただき、内容としてはまたあらためて確認させてもらいますが、方向性としては「来店者の安全性確保」するという前提で、

「道路供用開始後には交通状況を勘案」し、「関係機関を含め」協議検討を行うこと。いずれにしても円滑な入出庫ができる形の対応、といった表現にしたいと考えますが、整理したうえで、またあらためて確認させてください。

○会長　委員から出された騒音に関した意見について、さきほど事務局からは店舗北側は商業・業務地区から商業施設や業務施設の誘導を図るとの説明でしたが、委員は「住居が建設される可能性がある場合、建設後、周辺住民からの騒音に関する要望等があれば、適切な対応を行うこと」との意見でした。そこも踏まえた形でどうでしょう。

○副会長　第２種住居地域のため、住宅需要による立地の可能性は否定できない。マンション設置が想定されることから、問題発生時は対応が必要と考えます。

○会長　将来何が起こるか予測できない中で懸念しているだけですので、適切に対処するという抽象的な表現でいいと思います。

○事務局　仮に住居系が計画されることになって、その中で問題が発生した場合は、適切に対応を図るようにと留意事項につけさせていただきます。

○委員　やはり南側駐輪場のアクセス方法が分かりにくいです。これはランプウェイの下を通るのでしょうか。店舗の外回りはランプウェイですね。
駐輪場への動線がよく分かりません。従業員は裏から入れる入口があるのでしょうか。植栽のようなものは単なる芝生で、そこを通れるのでしょうか。グラスパーキングと書かれていますが、来店客はここに行けますか。

○事務局　フェンスが立てられていて現場の確認ができていません。自転車用の入口を作るとか、ここが自転車用入口だというところは確認できていませんので、搬入車出入口を使用することを想定している可能性はあります。

○委員　図面上に駐輪台数分を書いただけになっていると、それはそのまま認めることはできないので、駐輪場へどうやって行くのかを把握しておく必要があります。

○事務局　確認します。

○会長　そこまで使わないだろうというのがあるのかも知れないですが、形式として駐輪場を確保しようと思ったら、何らかの形で行けることにしなければならない。我々はそこで安全に移動する方法を確認する必要があります。

○副会長　先程の説明では「臨時」とのことでしたが、臨時としても安全性を確保する必要があります。

○事務局　設置者に南側駐輪場への自転車の動線について確認し、その結果、搬入車出入口と一緒にと想定していると回答が返ってきた場合は、留意事項をつけるのか、警備員の配置をするのか、あらためてご相談させていただくような形でよろしいでしょうか。

○会長　確認していただきたいのは動線です。それがもし荷さばき施設や搬入車と交差するような形であるなら、安全性は確保できているのか確認してください。返答次第で、懸念されるようであるなら、留意事項とするか、あるいはもっと厳しい対応とするか。

○事務局　一定、この場である程度の方向性は決めておきたいと思います。

○会長　安全性を確保できるように適切な対応をとること。場合によれば常設になるかも分からないです。とくに交錯の可能性がるようであれば、そこはきっちりと安全性を確保する必要があります。あまり考えていないようなのは珍しいケースですね。

○委員　実は荷捌き施設②が店舗の前にあります。これも本来なら施設①にアクセスするようにすればいいのに、なぜここに設定したのか理由が分からない。

○会長　荷捌き施設②への搬入車両はどういうルートで入ってくるのですか。

○事務局　P.20 の緑のラインです。

○委員　本来なら荷捌き施設はバックヤードで、①のところにかためるのに、なぜ店舗前に設定したのか、なにか特別な意図があるのかと。

○事務局　とくにここに作らなければならなかった必要性は、提出資料からは分かりません。

○会長　荷捌き施設①だけでは必要な面積が足らないから荷捌き施設②を設置したということはないですよね。そういう必要性はないですよね。

○事務局　ありません。

○事務局　　南側駐輪場への運営に関して確認しました。
　やはり、あまり使うことを想定していないようですが、使うことになった場合、南側の搬入口から自転車が入ることを想定していて、個別の自転車専用入口はないということです。南側駐輪場を使う状況になった際は、必ず誘導員を配置し、案内をするとのことでした。
　この回答を得まして、搬入口での車両との交差が懸念されることから、警備員は常駐という表現で留意事項に記載したいと考えますが。

○会長　　「適切な対応で」としてよいかと思います。

○委員　　来客数の状況に応じて、適切に南側駐輪場を使うか使わないかを計画に書いていただいてはどうでしょうか。

○会長　　留意事項は大枠で記載した方がいいと思います。

○事務局　　道路の供用開始がされた際の話のなかに、南側駐輪場の件も含められるような表現にしていくのもひとつかと。

○会長　　独立でもいいと思うのですが、ただあまり指定せずに、「常駐」としてしまうときつくなってしまうので、「状況をみながら適切に対応をする」ということで、全てが含まれるので私はそれがいいと思います。

○事務局　　至急、案を提示したいと思います。

○会長　　荷捌き施設②についても聞いておいてください。

○会長　　設置者の店舗数はたくさんあるのでしょうか。

○事務局　　京都で 22 店舗ほど展開しています。

○会長　　他にはよろしいでしょうか。
　いろいろご意見をいただきましたので、それを踏まえて、留意事項の文面を検討いただき、それをできるだけ速やかに、メールで確認していただくことにしたいと思います。

○会長　　それでは、本件につきましては、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により、意見はなしとします。但し、留意事項をつけるということでよ

ろしいでしょうか。

（異議無し）

○会長　　では、本日の案件は以上です。

○事務局　　本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。なお、今後の予定は現在のところございませんが、届出がありましたらあらためてご通知いたしますので、よろしくお願いします。

○会長　　それでは、これをもちまして、第１回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上